



クロネコヤマトの
海外引越

海外引越単身プラン

Rev. 2024.03



カナダ

CANADA

バンクーバー

発送の条件についてご確認ください (1/6)

この商品をご利用いただく際の条件です。スムーズなお届けのためにも、必ずご確認をお願いいたします。

取扱い対応エリア

弊社バンクーバー支店を基点に100km 圏内に限る。(バンクーバー島を除く)

インターネットの地図検索サイトを利用して100km 圏内かを確認してください。

- ①出発点(基点)に弊社海外営業所の住所を入力します。
- ②目的地にお客様のご住所を入力し、距離をご確認ください。

お荷物を取扱いできる条件

- ・ご出国後、**6ヶ月以内**に輸出通関をすること。
- ・ご本人入国後、**1年以内**に輸入通関をすること。
- ・お引越荷物の輸入通関の条件は、**ご本人がカナダへ入国していること**。ご本人入国後の通関となります。
- ・VISITOR VISA 以外のビザを所有していること。(ビザの有効期限残期間のお目安は約3ヶ月です)
- ・『B4-E』フォームをご入国時にパッキングリスト(英訳付き)と併せてカナダ税関へ提出すること。

※学生・就労ビザの方は、『B4-E』フォームは不要です。

※『B4-E』フォームは日本ご出国前に、カナダ国境庁のウェブサイトからダウンロードいただき、予めご記入ください。

<http://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/forms-formulaires/bsf186-eng.pdf>

(就労・学生ビザ所有者の場合、入国時申告のない2便日以降の発送も可能ですが、PRカード・フィアンセビザなど所持のカナダに永住・移民される方・カナダ国籍の方は、初回ご入国時に申請のない2便日以降のお取扱いは原則として出来ません)

- ・カナダへの輸入通関の際には、貨物到着ごとにバンクーバー税関までお越しいただき、**ご本人様自身が通関手続き**を行う必要があります。

(お荷物が入港した後、輸入通関準備が整い次第、カナダヤマトよりお客様へご連絡を差し上げますが、お客様のご都合にて輸入通関手続きが遅れる場合は、それまでの間、保管料がかかる可能性があります)

ご用意いただく書類

	就労者・留学生	日本国籍以外	新移民	カナダ永住権保持者
日本側	パスポートコピー(顔写真の1~2ページ)・旅程表(Eチケット)コピー			
	大使館から発行された「就労許可証」「留学許可証」コピー	パスポートの出入国印・日本のビザ(在留カード) ※以下2つの書類をご用意ください A) 日本での雇用証明書または在学証明書 B) 滞在証明書	Confirmation of Permanent Residence(移民許可証)コピー ※現地ではフィアンセビザ又はPRカードをご持参頂きます。	PRカードコピー
カナダご入国後	立会通関時に、パスポート・就労/留学ビザ(原本)	立会通関時に、パスポート・ビザ・B4-Eフォーム(原本)をご持参ください。		

*1 A): ご用意できない場合、税関立会いの際、どのような職種でどのくらいの期間働いていたかを英語でご説明いただけます。

B): 公共料金のレシート(ご出国から過去連続した6ヶ月分で第3者が英訳したもの)

*2 カナダの移民権もしくは市民権を所持していることが条件となります。

※ 新移民の場合、移民権取得確定が明記されているカナダ政府発行書類(CoPR)を提出頂ければ発送お手続きできますが、現地通関時にはフィアンセビザやPRカード原本をご持参ください。

※ 上記書類をご用意できない場合、お取扱致しかねます。



ヤマト運輸

クロネコヤマトの
海外引越

海外引越単身プラン

Rev. 2024.03



カナダ

CANADA

バンクーバー

発送の条件についてご確認ください (2/6)

この商品をご利用いただく際の条件です。スムーズなお届けのためにも、必ずご確認をお願いいたします。

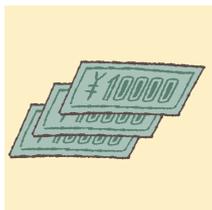
お荷物としてお受け出来ないもの



調味料



サプリメント



現金



クレジットカード



貴金属



古美術品



思い出の品



花火、火薬



マッチ、ライター



香水、マニキュア



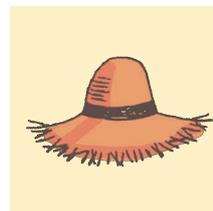
毒物類



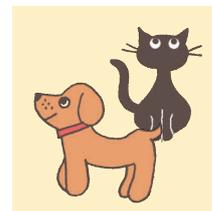
モデルガン、模造刀



種、球根、土



わら製品



生きている動物



ドライフラワー



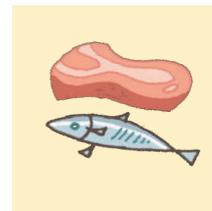
ワシントン条約で
禁止されているもの



ノートパソコン



電動アシスト自転車など



腐りやすいもの

食品・飲料品	調味料、乾物、サプリメントを含むすべて
文書・書籍	・ポルノ ・政治的文書
偽造・海賊版	・偽造されたもの ・海賊版の物品
貴重品	・現金、有価証券（手形、小切手、商品券）、貴金属、古美術品 ・価格価値の算定が困難なもの（思い出の品物など） ・クレジットカード、パスポート、免許証など



クロネコヤマトの
海外引越

海外引越単身プラン

Rev. 2024.03



カナダ

CANADA

バンクーバー

発送の条件についてご確認ください (3/6)

この商品をご利用いただく際の条件です。スムーズなお届けのためにも、必ずご確認をお願いいたします。

お荷物としてお受け出来ないもの (つづき)

爆発物・危険物	<ul style="list-style-type: none">・火薬類（花火、火薬）、高圧ガス（ガスボンベ、スプレー缶）・可燃性物質（マッチ、ライター、香水、タバコ、葉巻、マニキュア、除光液）・毒物類（毒物、劇物と書かれた薬品等）・武器（拳銃、刀剣類 ※模造刀も不可、モデルガン、スタンガン）
動植物関連	<ul style="list-style-type: none">・種、球根、土（土が付着したものを含む）・わら製品（ゴザなど） ・生きている動植物 ・ドライフラワー
ワシントン条約	ワシントン条約によって取引の禁止されている皮 / 毛皮 / 角 / 骨 / 象牙などの加工品（毛皮、敷物、ハンドバッグ、ベルト、財布、アクセサリ、漢方薬、ギター、ウクレレなど）
医薬品・医薬部外品等	<ul style="list-style-type: none">・麻薬および向精神薬など ・皮下注射器
電化製品	<ul style="list-style-type: none">・パソコン、モニター、ルーター、モデム、パソコン周辺機器全般、3D プリンター・量子コンピューター、分光器、光源、ハイパースペクトルカメラ、マイクロスコブ、ジャイロスコブなど ・部品を含むドローン
その他	<ul style="list-style-type: none">・車両（自動車、バイク、電動アシスト自転車など）・船舶（カヌー、カヤック、ゴムボートなど） ・腐りやすい物
全般	<ul style="list-style-type: none">・法令などにより各種証明書や承認書がないと送れないもの

※送るときに注意が必要なこと

- ◎ 新品の電化製品・化粧品は課税の対象となります。また、検査品目であるため、現地において輸入通関に日数がかかり、通常より遅れることもございます。予めご了承ください。
- ◎ 医薬品（医師の処方箋の要らない、家庭用常備薬）・コンタクトレンズ用品・化粧品のお持ち込み量に関しては、特に明確な規定量などはございませんが、あくまで個人のご使用量（概ね2ヶ月で消費できる程度）に限るものであり、常識に照らしてご判断頂くことになります。
- ◎ 税関員の判断によっては、電化製品の「シリアル No.」「購入時のレシートもしくは価格証明できるもの」の3点を提示するように求められる場合もあります。大型の電化製品を送られる方は、予めご準備頂きますようお願いいたします。

現地お問い合わせ連絡先

米国ヤマト運輸 バンクーバー支店（国番号：1）

TEL 604-273-9625 / FAX 604-273-4808

E-mail yvoperat@yamatoamerica.com

* お問い合わせ時は『単身プラン』をご利用の旨お伝えください。* 土日の営業は行っていません。



ヤマト運輸

クロネコヤマトの
海外引越

海外引越単身プラン

Rev. 2024.03



カナダ

CANADA

バンクーバー

発送の条件についてご確認ください (4/6)

この商品をご利用いただく際の条件です。スムーズなお届けのためにも、必ずご確認をお願いいたします。

お客様にさせていただき手続きとお荷物の通関・配達の流れ

日本で

① お荷物引取

【日本側でご用意いただくもの】『B4-E』フォームは予めご記入ください。

② カナダの到着空港

【カナダご入国時にご用意いただくもの】

BorderXpressにて手続きをしてください。 ※別送品有無の入力が必要です

『B4-E』フォーム・パッキングリストを税関にご提出ください。 ※税関押印が必要です

カナダの到着空港にて、正式なビザの取得をお願いします。

③ お荷物到着

カナダヤマトからお客様へ、通関や配達などのご案内をします。

カナダで

④ 立会い通関

バンクーバー税関にて弊社スタッフと待ち合わせ。

【カナダ側でご用意いただくもの】

ビザコピー / 『B4-E』フォームなどご用意ください。

⑤ お荷物配達

通関完了後に、カナダヤマトよりご案内します。

輸入通関手続きは、お客様がご入国後に開始可能となるため、それに合わせたお荷物のお引取り・発送となります。



カナダ

CANADA

バンクーバー

発送の条件についてご確認ください (5/6)

この商品をご利用いただく際の条件です。スムーズなお届けのためにも、必ずご確認をお願いいたします。

カナダへの入国審査について

入国カードは不要です。

【入国審査の運用変更について】

2017年5月よりバンクーバー国際空港 (YVR) の入国審査場に設置された BorderXpress という機器にて入国審査がスムーズに出来るようになっていきます。通称：Kiosk (キオスク)

BorderXpress は、バンクーバー国際空港 (YVR) の入国審査の手続きをスムーズにするために開発されたタッチパネルの機器です。入国審査官との面接前に自分でパスポートのスキャン、顔写真の撮影、質問に答えて準備をするためのもので、本格的にバンクーバー国際空港のカナダ入国審査に取り入れられました。これにより、入国審査での混雑緩和と、これまで紙で記入していた税関申告書のかわりに、タッチパネル入力によりペーパーレス化が実現することになりました。

バンクーバー国際空港に到着後、飛行機を降り入国審査場に着了いたら、

■カナダ市民権・永住権保持者

BorderXpress とは別の端末でお手続きください (従来通りです)



Step 1

■カナダ市民権・永住権のない方

BorderXpress の端末が並ぶエリアへ



Step 2

タッチパネルの指示に従って、パスポートの顔写真ページのスキャン、顔写真の撮影、指紋のスキャンを行い、画面の質問項目に回答します。

Step 3

回答後、プリントアウトされた紙を持って、入国審査官のもとへ行きます。

Step 4

その紙とパスポートを入国審査官に提出します。審査官からいくつか質問をうける場合もあります。学生ビザ・ワーキングホリデーなどの就労ビザを受け取る必要がある人は、このあとにイミグレーションオフィスへ行きます。

※ 到着後の入国審査場での BorderXpress 入力作業を短縮したい場合は、事前に CanBorder-eDeclaration のアプリをダウンロードし、事前に必要事項を入力して申告しておくこともできます。入力した後に発行される QR コードを空港内の BorderXpress でスキャンして利用します。アプリダウンロードページ：<http://cbsa-asfc.gc.ca/new-neuf/app-eng.html>

※ BorderXpress の詳細については、下記 Canada Border Service の Youtube ページをご参照ください。

<https://youtu.be/2Y1Ozcmgey8>



ヤマト運輸

クロネコヤマトの
海外引越

海外引越単身プラン

Rev. 2024.03



カナダ

CANADA

バンクーバー

発送の条件についてご確認ください (6/6)

この商品をご利用いただく際の条件です。スムーズなお届けのためにも、必ずご確認をお願いいたします。

『B4-E』フォームの書き方

学生・就労ビザなど短期滞在の方は、『B4-E』フォームは不要です。

【ご注意ください】

『B4-E』フォームをご入国時にパッキングリスト（英訳付）と併せてカナダ税関へご提出ください。

『B4-E』フォームは日本ご出国前にカナダ国境庁のウェブサイトからダウンロードいただき予めご記入ください。

カナダ国境庁のウェブサイト <http://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/forms-formulaires/bsf186-eng.pdf>

名前をご記入ください

カナダの住所を
ご記入ください

移民権もしくは市民権
をお持ちの方は
「✓」をしてください

税関印が押されます

“SEE ATTACHED
PACKING LIST”
とご記入ください
※パッキングリストの
添付が必要です

2便目がある方は YES
ない方は NO に
「✓」をしてください

移民権をお持ちの方は
「✓」をしてください

Canada Border Services Agency / Agence des services frontaliers du Canada

PERSONAL EFFECTS ACCOUNTING DOCUMENT
(Settler, Former Resident, Seasonal Resident, or Beneficiary)

Accounting document number

Shaded areas for CBSA use only

Importer's name

Importer's address

Carriage control number

Country of origin

Country of export

Landed immigrant / Permanent resident

Port of entry

Date of landing

Unique Client Identifier

CBSA stamp

Item	Description of goods (include serial numbers, if applicable)	Value (CDN Dollars)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		

All conveyances MUST be eligible for importation in accordance with Transport Canada requirements. Vehicle import registration fees may also apply.

Conveyances (make, model, serial number of vehicle, vessel, aircraft, or trailer)	Value (CDN Dollars)	K22 / Vehicle import form number
1		
2		
3		

Additional list of goods Form BSF186A Mover's inventory Other Goods to follow Yes No Form BSF186 number (if applicable)

CLASSIFICATION TYPE - See information on reverse

FORMER RESIDENT (tariff item No. 9805.00.00)

I hereby declare that I have read and qualify for the provisions of tariff item No. 9805.00.00 and that:

- I have been a resident of another country for at least one year; or
- I have been continuously absent from Canada for at least one year; and
- I left Canada on _____ and _____ and
- I returned to Canada to resume residence on _____
- With the exception of wedding gifts, alcoholic beverages and tobacco products or replacement goods described in the Tariff item No. 9805.00.00 Exemption Order, all household and personal effects imported or to be imported by me under this tariff item have been actually owned, possessed, and used abroad by me for at least six months prior to the date of my return to Canada to resume residence.
- All goods imported are my personal or household effects and were not used abroad for any commercial purpose nor will they be used in Canada for any commercial purpose.
- If any item is sold or otherwise disposed of in Canada within 12 months of the date of its importation, I will notify a CBSA Office of such fact and pay all duties owing at the time.

SEASONAL RESIDENT (tariff item No. 9829.00.00)

I hereby declare that I have read and qualify for the provisions of tariff item No. 9829.00.00 and that:

- I arrived in Canada to occupy my seasonal residence for the first time on _____
- All goods imported or to be imported by me under this tariff item have been in my ownership, possession, and use prior to my first arrival in Canada to occupy my seasonal residence.
- All goods imported are my personal or household property and they will not be used in Canada for any commercial purpose.
- If any item is sold or otherwise disposed of in Canada within 12 months of the date of its importation, I will notify a CBSA Office of such fact and pay all duties owing at the time.
- I have not previously claimed the benefits of tariff item No. 9829.00.00.

BENEFICIARY (tariff item No. 9806.00.00)

I hereby declare that I have read and qualify for the provisions of tariff item No. 9806.00.00 and that I am a beneficiary of personal and household effects which were bequeathed to me without remuneration as:

- The result of the death of _____ a resident of _____ who died on _____ I have attached:
 - A certified true copy of the death certificate; and
 - A copy of the donor's will, showing that I am a beneficiary of the estate; or
 - If there is no will, a document issued by the probate court; or
 - A statement from the executor of the estate or other legal representative.
- A "Gift in anticipation of the death" of _____ who resides in _____ I have attached:
 - A copy of the donor's will; or
 - If there is no will, a signed statement from the donor (or individual with power of attorney) transferring ownership of the goods and witnessed by someone other than the recipient of the goods imminent; and
 - A written testimony from the donor's physician that the donor's death is imminent.

SETTLER (tariff item No. 9807.00.00)

I hereby declare that I have read and qualify for the provisions of tariff item No. 9807.00.00 and that:

- I am entering Canada with the intention of establishing, for the first time, a permanent residence for a period in excess of 12 months and I arrived in Canada on _____
- With the exception of wedding gifts, alcoholic beverages and tobacco products described in the Tariff item No. 9807.00.00 Exemption Order, all household and personal effects imported or to be imported by me under this tariff item have actually been owned, possessed, and used abroad by me prior to the date of my arrival in Canada.
- All goods imported are my personal or household property and they will not be used in Canada for any commercial purpose.
- If any item is sold or otherwise disposed of in Canada within 12 months of the date of its importation, I will notify a CBSA Office of such fact and pay all duties owing at the time.

Signed at _____ on _____ Signature of Importer

B4 E (14) (Ce formulaire existe en français.) BSF186 Canada